１４ 税金・公共料金

（1）税金

身 知 精

税金の窓口

税金関係の相談や申請については、次の各機関で行います。

⑴ 各市税事務所・こすぎ市税分室

名　称	担当区域	所　在　地	電　話		もよりの駅・バス停
かわさき 市税事務所	川崎区 幸区	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル内	市民税課市民税係（※1）	200-3882	ＪＲ線　川崎駅 京急線　京急川崎駅
			市民税課管理係　（※2）	200-3963	
			資産税課　（※3）	200-3958	
みぞのくち 市税事務所	高津区 宮前区	高津区下作延 2-7-60	市民税課市民税係（※1）	820-6560	ＪＲ線　武蔵溝ノ口駅 東急線　溝の口駅
			市民税課管理係　（※2）	820-6559	
			資産税課　（※3）	820-6567	
こすぎ市税分室	中原区	中原区小杉町 3-245 中原区役所内	市民税担当　（※1）	744-3231	ＪＲ線・東急線 武蔵小杉駅
			管理担当　（※2）	744-3222	
			資産税担当　（※3）	744-3243	
しんゆり 市税事務所	多摩区 麻生区	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワンビル内	市民税課市民税係（※1）	543-8958	小田急線 新百合ヶ丘駅
			市民税課管理係　（※2）	543-8957	
			資産税課　（※3）	543-8973	

※1　住民税の障害者控除、住民税・森林環境税の減免措置についてのお問い合わせ窓口となります。

※2　軽自動車税の減免措置についてのお問い合わせ窓口となります。

※3　バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度についてのお問い合わせ窓口となります。

⑵ 税務署・県税事務所・自動車税管理事務所

名　称	郵便番号	所　在　地	電　話	もよりの駅・バス停
川崎南税務署	210-8531	川崎区榎町 3-18	222−7531	ＪＲ線　川崎駅 京急線　京急川崎駅 市・臨港バス　宮前
川崎北税務署	213-8503	高津区久本 2-4-3	852−3221	ＪＲ線　武蔵溝ノ口駅 東急線　溝の口駅 市・東急バス　富士見台
川崎西税務署	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎内	965−4911	小田急線　新百合ヶ丘駅
川崎県税事務所（※） 令和7年 11 月に移転しました。詳しくは県税ホームページをご覧ください。	210-8562	川崎区富士見 1-1-2	233−7351	ＪＲ線　川崎駅 京急線　京急川崎駅
高津県税事務所（※）	213-8515	高津区溝口１−６−１２ リンクス溝の口　２階	833−1231	ＪＲ線　武蔵溝ノ口駅 東急線　溝の口駅
自動車税管理事務所 川崎駐在事務所	210-0826	川崎区塩浜 3-24-2	276−0331	市バス 塩浜

※窓口の受付時間は、午前９時から午後４時３０分までとなります。

身 知 精

所得税の障害者控除

内　　容 … 所得税額の計算上、障害者控除として、所得金額から下表の控除額が差し引かれます。
なお、同一生計配偶者又は扶養親族が下表の特別障害者で、本人や本人と生計を一にする親族のいずれかと同居をしている場合には、障害者控除額は 75 万円となります。

控除できる方 … 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が下表の障害者である場合に控除できます。
なお、障害者であるかどうかは、原則、その年の 12 月 31 日の現況で判定します。

区分	障害者	特別障害者
範囲	ア　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 イ　児童相談所・地域支援室等の判定により知的障害者とされた方 ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 エ　交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている方 オ　戦傷病者手帳の交付を受けている方 カ　原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方 キ　引き続き６か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を要する（介護がなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる）方 ク　精神又は身体に障害のある年齢が満 65 歳以上の人で、その障害の程度が、ア、イ又はエに準ずるものとして地域みまもり支援センター所長の認定を受けている方	ア　左のアの方 イ　左のイに当てはまる方のうち、重度の知的障害者とされた方 ウ　左のウに当てはまる方のうち、障害等級が１級の方 エ　左のエに当てはまる方のうち、障害の程度が１級又は２級の方 オ　左のオに当てはまる方のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第３項症までの方 カ　左のカの方 キ　左のキの方 ク　左のクに当てはまる方のうち、特別障害者に準ずるものとして認定を受けている方
控除額	270,000 円	400,000 円

手 続 方 法 … 確定申告書または扶養控除等申告書に記載して申告してください。

窓　　口 … 税務署（確定申告をする場合）又は勤務先の給与担当（年末調整をする場合）
（138 ページ参照）

身 知 精

住民税（市民税・県民税）の障害者控除

内　　容 … 住民税額の計算上、所得金額から、障害者 260,000 円、特別障害者 300,000 円が差し引かれます。また、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、同居している場合には、特別障害者控除の金額に 23 万円を加算した金額を控除することができます。
※本人が障害者で前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、住民税・森林環境税は非課税になります。

控除できる方 … 所得税の障害者控除（上記のとおり）に準じます。
なお、障害者であるかどうかは、前年の 12 月 31 日の現況で判定します。

窓　　口 … ⑴ 各市税事務所 市民税課 市民税係 または、こすぎ市税分室 市民税担当
⑵ 住民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当係、または、上記⑴の市民税係・市民税担当（138 ページ参照）

㊎ ㊍ ㊕

相続税の障害者控除

内　　容 … 障害者である相続人の相続税額の計算上、相続税額から下表の控除額を差し引くことができます。なお、控除額が障害者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

控除できる方 … 85 歳未満の法定相続人で、財産を取得したときに日本国内に住所がある方で、相続人本人が下表の障害者である場合

区分	障　害　者	特　別　障　害　者
範囲	ア　児童相談所・地域支援室等の判定により知的障害者とされた方 イ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が 2 級又は 3 級である方 ウ　身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 3 級から 6 級までの方 エ　戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める第 4 項症から第 6 項症までの方 オ　常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター所長の認定を受けている方 カ　精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター所長の認定を受けている方	ア　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方又は児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方 イ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が 1 級の方 ウ　身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 1 級又は 2 級の方 エ　戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第 3 項症までの方 オ　原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方 カ　常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、精神又は身体に重度の障害がある方として、上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター所長の認定を受けている方 キ　精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上のア又はウに準ずるものとして地域みまもり支援センター所長の認定を受けている方
控除額	100,000 円×（85 歳－相続人の年齢）	200,000 円×（85 歳－相続人の年齢）

手 続 方 法 … 相続税申告書に記載して申告してください。

窓　　口 … 税務署（138 ページ参照）

身

住民税（市民税・県民税）・森林環境税の減免

内　　容 … 障害者となる原因となった災害があった日以後の納期に係る税額の 10 分の９が減免されます。

利用できる方 … 住民税が課税された方で、その年度内に天災または人為的災害により障害者となり、住民税の納付が困難であると認められる方

※前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方に限ります。

※障害者の範囲は、所得税の障害者控除（139 ページ参照）における障害者と同じです。

※申請時において、身体障害者手帳等（以下「手帳等」という）の交付を受けていない方でも、現に手帳等の交付を申請中の方または手帳等の交付を受けるための身体障害者福祉法第 15 条第 1 項（身体障害者手帳）等に規定する医師の診断書を持っている方で、明らかに障害者として手帳等の交付が受けられる程度の障害があると認められる方については、障害者とみなします。

手 続 方 法 … 障害者となる原因となった災害があった日以後の最初に到来する納期限又は災害があった日から３ヵ月を経過した日までに申請してください。
申請に必要な書類は、減免申請書、罹災証明書、身体障害者手帳です。

窓　　口 … 各市税事務所 市民税課 市民税係•こすぎ市税分室 市民税担当 （138 ページ参照）
※区役所では、手続きができません。
※森林環境税についても同様の場合、減免を受けられることがあります。

身

個人事業税の非課税・減免

内　　容 … ⑴ 両眼の視力を喪失した方または両眼の矯正視力が 0.06 以下である方が、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業を行う場合は、個人事業税が課税されません。

⑵ 身体障害者手帳 1 級～4 級までの方のうち、事業を個人で行っている方は、個人事業税が 5,000 円を限度に減免されます。

手 続 方 法 … 減免申請書、身体障害者手帳を用意の上、納期限までに申請してください。
（申請書は窓口にあります）

窓　　口 … 県税事務所（138 ページ参照）

身 知 精

バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

新築された日から 10 年以上を経過した一定の住宅で、バリアフリー改修工事を行い、工事完了後３か月以内に申告することにより、居住部分に対する固定資産税が減額される場合があります。

減額される住宅や申告方法などの詳細は、工事を行った住宅の所在する区を担当する市税事務所・市税分室の資産税課（担当）へお問い合わせください。（138 ページ参照）電子申請（1 ページ参照）

身 知 精

自動車税の減免

内　　容 … 要件を満たす方について、自動車税の減免を受けられます。（リース車を除く自家用車のみが対象です。）
減免を利用できる方は概ね下表のとおりです。

障害＼手帳		該当する障害程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
下肢		■	■	■	■	■	■	■
体幹		■	■	■		■		
運動機能（注１）	上肢	■	■	（注２）				
	移動	■	■	■	■	■	■	■
上肢		■	■					
視覚		■	■	■	（4 級の 1）			
聴覚			■	■				
音声・言語				■	（注３）			

（注１）乳幼児期以前の非進行性脳病変による
（注２）一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く（2 級のみ）
（注３）そしゃく機能のみに障害がある場合を除く

障害＼手帳	該当する障害程度 1級	2級	3級	4級	5級	6級
平衡			■		■	
心臓	■		■	■		
じん臓	■		■	■		
呼吸器	■		■	■		
ぼうこう又は直腸	■		■	■		
小腸	■		■	■		
肝臓	■	■	■	■		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	■	■	■	■		
知的障害	A（A1,A2）					
精神障害	■					

【減免の限度額】

減免の種別	減免額
障害者減免及び施設入所者に係る障害者減免	年税額で 45,400 円を限度として減免
一時帰宅用自動車減免	自動車税額の２分の１に相当する額を減免 ※年税額で 22,700 円を限度として減免

手 続 方 法 … ⑴ 新たに取得した自動車について減免を受けようとする場合、自動車を登録した日から１月を経過する日までに申請してください。
⑵ すでに所有している自動車について自動車税の減免を受けようとする場合、自動車税の納期限（令和８年度は6月１日）までに申請してください。
⑶ 障害者減免および一時帰宅用自動車減免について、上記の⑴・⑵の申請期限後に申請書を提出した場合は、申請日の翌月分からの自動車税が月割で減免されます。

窓　　口 … 自動車税管理事務所 川崎駐在事務所、または、県税事務所 （138 ページ参照）

●障害者減免

区　分		自 動 車 税	備　考
障害者の方が所有（取得）する自動車	障害者の方が専ら運転する自動車	年税額で 45,400 円を限度として減免します。（※）	減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方１人につき、1 台に限ります。
	障害者の方と生計をーにする方が、障害者の方のために専ら運転する自動車		
	身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が、障害者の方のために専ら運転する自動車		
障害者の方と生計をーにする方が所有（取得）する自動車	障害者の方が専ら運転する自動車		
	障害者の方と生計をーにする方が、障害者の方のために専ら運転する自動車		
減免申請に必要な書類等			
◎　障害者に係る自動車税減免申請書 ◎　障害者に係る自動車税減免申請内容確認書 ◎　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　◎　運転免許証　　◎　自動車検査証 ○　障害者の方と生計をーにしていることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等）※障害者の方と生計をーにする方が障害者の方と同居していない場合に必要。 ○　身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方が、障害者の方のために専ら運転する場合、自動車税管理事務所川崎駐在事務所又は県税事務所に必要書類をお問い合わせください。 （注１）障害者の方、車の所有（取得）者、運転される方が同一又は同居の場合には、○印の書類は必要ありません。 （注２）障害者の方と生計をーにする方が、障害者の方の住所地から概ね半径２キロメートル以内に居住する親族の場合は、戸籍等親族確認できる書類を生計同一の書類に代えることができます。 （注３）申請後、申請内容に変更が生じた場合は申請窓口への届出が必要です。			

※8 ナンバーの「車いす移動車」等は、減免限度額にかかわらず全額免除となります。

●施設入所者に係る障害者減免

区　分		自 動 車 税	備　考
障害者の方または障害者の方と生計をーにする方が所有（取得）する自動車	福祉施設等に入所している障害者の方の帰宅や通院等のために継続的に週一回以上使用している自動車	「障害者減免」に同じ	減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方１人につき、１台に限ります。
減免申請に必要な書類等			
◎　障害者に係る自動車税減免申請書 ◎　障害者に係る自動車税減免申請内容確認書 ◎　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ◎　運転免許証　　◎　自動車検査証 ◎　生計をーにしていることが確認できる書面（所得税確定申告書の控え等） ◎　障害者の方が入所している施設長の発行する証明書（継続的に週一回以上使用していることを証明しているもの） （注）申請後、申請内容に変更が生じた場合は申請窓口への届出が必要です。			

●一時帰宅用自動車減免

区　分		自動車税	備　考
障害者の方を養護する方が所有（取得）する自動車 養護する方と生計を一にする方が所有（取得）する自動車	障害福祉施設が作成する個別支援計画に基づき入所障害者が一時帰宅するために使用する自動車（年間 24 日以上の一時帰宅に限ります。）	年税額の 2 分の 1 に相当する額（ただし年税額で 22,700 円を限度とします。）	・減免が適用される自動車は軽自動車を含めて障害者の方 1 人につき 1 台に限ります。 ・該当する施設に限ります。
減免申請に必要な書類等			
◎　施設入所者の一時帰宅用自動車に係る自動車税減免申請書 ◎　身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ◎　自動車検査証　　◎　一時帰宅に係る証明書（施設長の証明があるもの） ◎　入所決定通知書等で養護する方であることが確認できる書類（身体障害者手帳等の保護者欄で確認できない場合） （注）障害者の方を養護する方と生計を一にする方が申請する場合は、その事実が確認できる書類が必要となる場合があります。			

●身体障害者等供用車減免

区　分		自動車税	備　考
構造上身体障害者等の利用に供すると認められる自動車	当該自動車の構造が専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」または「入浴車」と表示されているものが該当します。	全額減免	左記の区分のほかに車体の形状の欄に「患者輸送車」と表示されているものが該当する場合があります。 「患者輸送車」の減免条件及び減免申請に必要な書類等については、別途窓口へお問い合わせください。
減免申請に必要な書類等			
◎　身体障害者等供用車に係る自動車税減免申請書 ◎　自動車検査証			

※障害者手帳をお持ちの方のために専ら使用される場合は、障害者減免の申請をしていただくことになります。

㊨ ㊥ ㊦

軽自動車税の減免

内　　容 … 要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられます。
減免の対象となる軽自動車等（原動機付自転車、２輪の小型自動車及び小型特殊自動車を含みます。）は次のとおりです。

対象となる軽自動車等			減免額	備　考
1	障害者が所有する軽自動車等	専ら当該障害者が運転するもの	全額免除	減免台数は、障害者１人につき、軽自動車等及び自動車を通じていずれか １台に限ります。
		障害者と生計を一にする方（※）が専ら当該障害者のために運転するもの		
2	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が所有する軽自動車等	障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの		
3	障害者と生計を一にする方（※）が所有する軽自動車等	専ら当該障害者が運転するもの		
		障害者と生計を一にする方（※）が専ら当該障害者のために運転するもの		
4	構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる軽自動車等 ※自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」と表示されているもの		全額免除	上記 1～3 の軽自動車等以外のものに限ります。

※「生計を一にする方」とは、原則として障害者と同居している方や、障害者と扶養関係にある方のことです。

利用できる方 … 減免を受けることができる障害の範囲は、下表のとおりです。

【身体障害者手帳】

障害の区分		障害の級別
視覚障害		１級～3 級、４級の１
聴覚障害		２級、３級
平衡機能障害		３級、５級
音声機能障害		３級
上肢不自由		１級、２級
下肢不自由		１級～7 級（※）
体幹不自由		１級～3 級、５級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級、２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	１級～7 級（※）
心臓機能障害		１級、３級、４級
じん臓機能障害		１級、３級、４級
呼吸器機能障害		１級、３級、４級
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級、３級、４級
小腸の機能障害		１級、３級、４級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級～4 級
肝臓機能障害		１級～4 級

※下肢不自由と移動機能の７級については、身体障害者手帳に当該障害を有していることの記載のある方に限ります。

【戦傷病者手帳】

障害の区分	障害の級別
視覚障害	特別項症～第４項症
聴覚障害	特別項症～第４項症
平衡機能障害	特別項症～第４項症
音声機能障害	特別項症～第２項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症～第３項症
下肢不自由	特別項症～第６項症、第１款症～第３款症
体幹不自由	特別項症～第６項症、第１款症～第３款症
心臓機能障害	特別項症～第３項症
じん臓機能障害	特別項症～第３項症
呼吸器機能障害	特別項症～第３項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症～第３項症
小腸の機能障害	特別項症～第３項症

【療育手帳】

障害の区分	障害の級別
知的障害	A1、A2

【精神障害者保健福祉手帳】

次のいずれかに該当する方に限る。

- 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方
- 重度障害者医療証及び精神疾患の治療のために通院する医療機関の診察券をお持ちの方

障害の区分	障害の級別
精神障害	１級

手 続 方 法 … 軽自動車税の納期限（令和８年度は6月１日）までに申請してください。
申請に必要な書類は次のとおりです。

対象となる軽自動車等（※）	減免申請に必要な書類等
1～3	◎軽自動車税免除申請書（窓口にあります。） ◎身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等 ◎運転免許証 ◎自立支援医療受給者証又は重度障害者医療証及び精神疾患の治療のために通院する医療機関の診察券（精神障害保健福祉手帳をお持ちの方のみ。） ◎軽自動車税納税通知書 ◎同一生計または常時介護についての確認書類 （一部の方のみ。詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。）
4	◎軽自動車税免除申請書（窓口にあります。） ◎軽自動車税納税通知書 ◎自動車検査証（写しでも可）

※「対象となる軽自動車等」の番号は、前ページの１～４の内容を指します。

窓 口 … 各市税事務所 市民税課 管理係・こすぎ市税分室 管理担当 （138 ページ参照）
※区役所では、手続きができません。

（2）公共料金

身 知 精

水道料金・下水道使用料の減免

内　　容 … 要件を満たす場合、水道料金・下水道使用料について減免を受けられます。

利用できる方 … 水道使用者又はその家族の方が次のいずれかに該当する場合

⑴ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方

⑵ 児童相談所等において、知能指数が 35 以下と判定された方

⑶ 精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

⑷ 次のうち 2 つ以上に該当する方

・身体障害者手帳 3 級の交付を受けている

・児童相談所等において知能指数が 50 以下と判定された

・精神保健福祉手帳 2 級の交付を受けている

⑸ 在宅の年齢 65 歳以上の方で、要介護認定により要介護 4 又は 5 の認定を受けている方

窓　　口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

電子申請（1 ページ参照）

※市内転居・改築・新築の際には、その都度申請が必要です。

水道料金・下水道使用料の減免資格の喪失について

次の事由が発生した場合、水道料金・下水道使用料の減免資格が喪失となりますので、「水道料金等資格喪失届」を上記の窓口まで速やかに提出してください。

上記喪失届の提出が遅れると、さかのぼって水道料金・下水道使用料が発生する場合があります。

【減免資格の喪失事由】

減免対象者が、以下のいずれかの事由に該当したときは、減免資格が喪失されます。

⑴ 減免資格の対象となる障害要件等に該当しなくなったとき

⑵ 水道使用者と同一の世帯に属さなくなったとき

⑶ 特別養護老人ホーム等施設に入所したとき

⑷ 死亡、転居（一時転居を含む）等により住民票を異動させたとき

⑸ 水道の使用を中止したとき

※転居等により、水道の使用をやめたときは、減免の適用も自動的に中止され、減免資格も喪失されます。川崎市内で転居される場合や家の改築等で一時的に転居された場合も、新しく水道を使用される区の福祉事務所で再度減免申請をしてください。

【減免資格の対象外となる施設】

⑴ 生活保護法の救護施設・更生施設

⑵ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

⑶ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

⑷ 障害者支援施設

⑸ 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設（入所）

⑹ 旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、旧知的障害者通勤寮

⑺ 介護老人保健施設

⑻ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設

⑼ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う施設

㊎ ㊍ ㊕

NHK受信料の減免

内　　容 … 要件を満たす場合、NHK受信料の減免を受けられます。

利用できる方 … 減免を受けることができる方及び減免の範囲は、下表のとおりです。

減免の範囲	減免の対象者
全額免除	次のいずれかに該当する場合 ⑴ 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合 ⑵ 知的障害者と判定された方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合 ⑶ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税（市民税）非課税の場合
半額免除	次のいずれかに該当する世帯主が放送受信契約者である世帯 ⑴ 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主の場合 ⑵ 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級または 2 級）の方が世帯主の場合 ⑶ 重度の知的障害者と判定された方が世帯主の場合 ⑷ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級）の方が世帯主の場合

手 続 方 法 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）で障害の要件について証明する必要があります。
手続に必要なものは、手帳・印鑑です。

窓　　口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）
又は、NHK 横浜放送局　経営管理企画センター

名　称	郵便番号	所　在　地	電　話
NHK 横浜放送局 経営管理企画センター	231-8324	横浜市中区山下町 281	045-212-2661 （月~金 10：00~17：00）

㊎ ㊍ ㊕

ＮＴＴ電話番号案内無料サービス『ふれあい案内』

内　　容 … 要件を満たす場合、番号案内が無料になります。
利用にあたっては、事前に申し込みが必要です。

利用できる方 … 下表のとおりです。

障害の区分	該当する障害程度					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視　　覚	■	■	■	■	■	■
聴　　覚		■	■	■		■
上　　肢	■	■				
体　　幹	■	■				
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	■	■				
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			■	■		
戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力の障害のある方	特別項症～第６項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢の障害のある方	特別項症～第２項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、聴覚の障害のある方	第２項症、第４項症					
戦傷病者手帳をお持ちの方で、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害のある方	第１項症、第２項症、第４項症					
知的障害者	療育手帳をお持ちの方					
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方					

窓　　口 … ＮＴＴふれあい案内事務局
受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
（電話：0120-104174　FAX：0120-104134）

【FAX によるお問い合わせの注意事項】
- お申込書、障害者手帳等は、FAX で送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は廃棄します。
- 返信は FAX で行うので、FAX を受信できる方のみお問い合わせください。

※具体的なご利用方法等については、お問い合わせください。

㊎ ㊍ ㊕

携帯電話利用料金の割引サービス

通信会社により各種割引等のサービスがありますので、詳しくは、各通信会社に直接お問い合わせください。

（3）預金・貯金

身 知 精

少額預金等利子非課税制度（マル優・特別マル優）

内　　容 … 金融機関で必要な手続きを行うと、少額預金（郵便局、銀行等の預貯金）の利子および少額公債の利子が、それぞれ元本または額面350万円まで非課税になります。

制 度	対 象	非課税の範囲
マル優	預貯金または少額公債（国債等）の利子	1 人につき 350 万円まで
特別マル優	少額公債（国債等）の利子	1 人につき 350 万円まで

利用できる方 … 次のいずれかに該当する方

⑴ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方

⑵ 障害基礎年金等を受給している方

⑶ 特別障害者手当等を受給している方

窓　　口 … 預け入れしている銀行等の金融機関、郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行

身 知 精

ニュー福祉定期貯金

内　　容 … 年金証書、受給者証明書等を窓口に提示することにより、定期貯金（預入期間 1 年）の利率に、ゆうちょ銀行所定の利率を上乗せした貯金をご利用いただけます。
最新の利率については窓口でご確認ください。
なお、預入限度額は一人 300 万円までです。

利用できる方 … 次のいずれかに該当する方

⑴ 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金などの受給者

⑵ 特別児童扶養手当の受給者

⑶ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者など

窓　　口 … 全国の郵便局の貯金窓口・ゆうちょ銀行
※他の金融機関については、これに準じて取り扱っている場合もあるため、直接、各金融機関の窓口でご確認ください。